

■覚書を締結しました

6月27日、宮城県、仙台市と「消費生活相談情報の提供及び利用に関する覚書」を締結しました。この覚書は、ネットとうほくが、自治体から差止請求権の適切な行使の為に必要な消費生活相談情報（消費者被害の情報）の提供を受ける為のルールを定めたものであり、今後ネットとうほくが適格消費者団体として活動する為の大きな力となります。

今回の覚書締結にあたり、宮城県から市町村に対して、覚書を交換したことについて情報提供し、協力を依頼して下さいました。

今後は、他の自治体とも覚書を締結できるよう、準備を進めて参ります。

■2017年度第2回「ネットとうほく消費者被害事例ラボ」(消ラボ)を開催しました

7月13日（木）18：30から、仙台弁護士会館において、2017年度第2回目となる消ラボを開催し、24名が参加しました。今回は山形大学の小笠原奈菜准教授が「メーカー保証及び代理店保証の法的性質－売主の担保責任との関連性－」というテーマで解説をしました。

まず、メーカー保証の法的性質について、誰がどのような責任を負うのか、学説等を踏まえながら、整理された報告がなされました。

保証が契約であるとの理解や、一方的な債務負担行為であるといった考え方が紹介され、メーカー、メーカー代理店、販売店に対してそれぞれ履行（責任）追及ができる可能性があること、他方で、保証書の存在によって、売買に基づく責任追及（具体的には瑕疵担保）が制限される可能性もあり、その場合には、信義則違反、もしくは景品表示法の有利誤認に当たり得るのではないか、といった指摘がなされました。

次に、検討委員の後藤雄大弁護士から、ウェブ約款の有効性についての解説がなされました。現在の民法における約款の法的な位置づけについて説明がなされたのち、通常、製品を購入する際にウェブ約款に目を通すことはまれであることから、閲覧の機会がない以上、拘束されるべきではないといった解説がありました。

意見交換においては、そもそも「保証」とは何なのか、といった根本的な議論に時間が割かれました。消費者の立場からして、保証が付いていなければ買わないという判断が働いているのであって、そうだとすれば、メーカーが売るためのツールとして考えているのではないかとすれば、法的には債務負担行為と捉えるのが良いのではないかと、といった意見が出されました。

次回の消ラボは、9月14日（木）18：30から仙台弁護士会館において、東北学院大学の横田尚昌教授を講師に「保険契約について」というテーマで開催します。



講師 小笠原奈菜准教授



後藤雄大弁護士

第4回以降の消ラボは以下の日程となっております。毎回、白熱した議論が交わされています。参加ご希望の会員、専門家の方は、事務局までお申し込み下さい。

	開催月日	講師	テーマ（予定）
第4回	11月9日（木）	窪幸治（岩手県立大学准教授）	不動産管理契約について
第5回	1月11日（木）	山崎暁彦（福島大学准教授）	消費者からみたSNS投稿の法的問題点
第6回	3月8日（木）	羽田さゆり（東北学院大学講師）	クレジット名義貸しの法的問題点

■消費生活セミナーを開催しました

8月8日（火）13：00から、宮城県行政庁舎2階講堂において、宮城県、仙台弁護士会、ネットとうほくの主催で、消費生活セミナー「若者の消費者教育を考える～いまなぜ若者への消費者教育か～」を開催しました。教育関係者、弁護士、消費者団体、一般市民など100名を超える参加がありました。

まず、（公財）消費者教育支援センター総括主任研究員柿野成美氏が「私たちの消費が未来をつくる一めさせ消費者市民！」と題して基調講演を行いました。平成29年3月31日に告示された新学習指導要領の内容に触れ、小学校の教科書でも「消費者」という言葉が掲載されるようになったことや、以前は高校で学んでいたクレジットなどの三者間契約といった項目を中学校で学ぶようになったこと、確実に「消費者」に関わる項目が増えていることなどを話されました。また、フェアトレードを例に消費者の行動についても話されました。

続いて、仙台弁護士会・ネットとうほく検討委員の男澤拓弁護士が「インターネットに関する消費者被害～あなたのスマホにも潜む危険な罠～」、宮城県名取高等学校の武田英子教諭が「消費生活に関する教科横断型授業実践事例」、尚絅学院大学現代社会学科の栗原由紀子准教授が「大学における消費者法の講義と消費者法ゼミナール」と題して、教育現場での事例紹介を行いました。

最後に、柿野成美氏が「被害が若年化していく中で、小さい時から消費者・消費生活の学習は必要であり、大切なこと。そのためには教える側の教育も必要」との感想を述べられました。そして、「適格消費者団体の存在が広く知られていないことを懸念している。消費者はもっと知るべき、そして子供にも伝えていくべきだと考えている。身近な事例を取り上げながら、役割を伝えていただきたい。」と総括されました。



基調講演 柿野成美氏



パネル展の様子

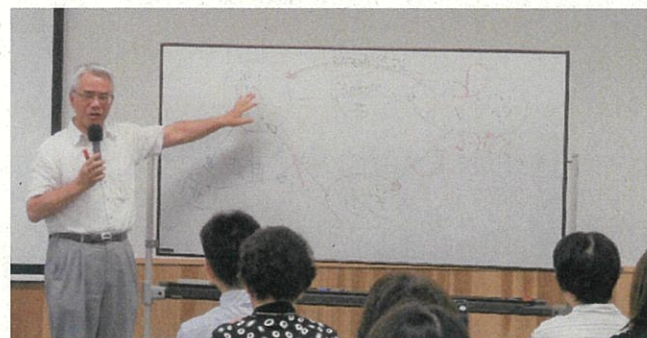


セミナーの様子

■【共催】学習会「私たちの味方が東北に誕生！その名は適格消費者団体」

8月2日（水）10：30から、フォレスト仙台会議室において、消費者行政の充実を求める懇談会みやぎ主催の学習会が開催され、吉岡和弘理事長が講師を務めました。主婦や地域包括支援センター職員など約70名の参加がありました。

一般消費者にとってわかりづらい法律や、まだまだ認知度の低い適格消費者団体、消費者団体訴訟制度について、ホワイトボードを用いながら説明しました。



ホワイトボードを使って契約の仕組みを説明する吉岡和弘理事長

参加者からは、「団体や制度を知らなかったが、理解できた。」「消費生活の中で腑に落ちないことや、モヤモヤすることもあったので、適格消費者団体ができたことは心強い。」「今日学んだことを周囲にも教えたい。」「消費者市民として賢く活動したい。」といった感想が寄せられました。

私たちが消費者から「味方」と思ってもらえるような活動をしていきたいと思えます。

■【後援】NACS 東北支部平成 29 年度支部大会基調講演

6月11日（日）、13：10から、仙台市市民活動サポートセンター6階セミナーホールにおいて、ネットとうほくの団体会員である（公社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（NACS）東北支部の支部大会が開催され、吉岡和弘理事長が「適格消費者団体の認定を受けて」と題して講演を行いました。

まず、「消費者の権利」について、1962年のケネディ教書や、消費者の権利を具体化する立法の経緯をもとに説明しました。そして、「適格消費者団体」制度について説明した後、ネットとうほくの設立経緯と活動内容を紹介しました。

最後に、「適格消費者団体として実績を積み、被害回復を請求できる特定適格消費者団体を目指す！」と、次なる目標を掲げました。



吉岡和弘理事長 講演の様子

■講師を派遣しました

*平成 29 年度仙台市消費生活パートナー養成講座

仙台市消費生活センターと地域をつなぐ消費者啓発の担い手（消費生活パートナー）を養成する消費生活パートナー事業として、平成 29 年度消費生活パートナー養成講座が開催されました。

7月20日の講座において、ネットとうほくの鈴木裕美理事が、「消費者に関わる法律の基礎知識」をテーマに講師を務めました。

*平成 29 年度第 2 回消費生活相談員等レベルアップ研修会

宮城県内市町村消費生活相談員や消費者行政担当職員の資質向上を図ることを目的とした研修会が8月18日に開催され、ネットとうほくの検討委員である男澤拓弁護士が講師を務めました。

「適格消費者団体の概要と消費者市民ネットとうほくの活用方法」をテーマに約2時間の講義を行いました。

■講演会開催のお知らせ

2017年10月14日（土）14：00から仙台弁護士会館4階ホールにおいて、講演会を開催します。今回のテーマは「食品表示制度」。新しい食品表示制度が始まり2年経った今、改めてこの制度について学びましょう。

詳細は、チラシ、ネットとうほく HP でご案内いたします。皆さまのご参加をお待ちしております。

日時：2017年10月14日（土） 14：00～16：30

場所：仙台弁護士会館4階ホール（仙台市青葉区一番町2丁目9-18）

定員：150名 *参加費無料

講演：「食品表示制度の現状と今後の課題」

講師：池戸 重信 氏（宮城大学名誉教授）

阿部 健治 氏（消費者庁食品表示調査官）

■ It's NEW

今号より、新しいコーナーが誕生します。ネットとうほくに関わる方々が思いのままに書き綴るこのコーナー。名前はまだ決まっていますが、皆さまに楽しんでいただけるコーナーにしていきたいと思っています。トップバッターは、野崎和夫理事です。

今号から会員のリレーエッセイを掲載し、ネットとうほくの活動紹介や企画案内だけでなく、会員間の情報交換にも役立てようということで、新企画を始めることとなりました。

事務局活動に参加していることから、エッセイ第1号を執筆することとなりました理事の野崎です。企画としては、執筆者のその時の関心に合わせて自由にとということでしたので、今回は「認定NPO法人」について書きます。

会員及び関係者の皆様のご尽力により、ネットとうほくが、内閣総理大臣より適格消費者団体に認定されたのは4月25日でした。ほっとしていたのもつかの間で、理事長のリーダーシップもあり、今度は「認定NPO法人」に認定されるよう準備しようということとなりました。

この耳慣れない「認定NPO法人」ですが、NPO法人のうち、その運営組織や事業活動が適正かつ公益の増進に資することにつき一定の要件を満たしていることについて、所管官庁より認定を受けると、個人や法人から受ける寄附金について課税上有利になる等の特典が受けられるものです。これは、財産基盤の脆弱なNPO法人に対し、寄附が集まりやすいようにという配慮から作られた制度です。すでに、消費者機構日本やホクネット等は、認定NPO法人となっています。ただし、認定を受ける為の条件は厳しく、現在、申請について研究、準備を始めました。思えば、この3年間、団体の設立、NPO法人格の取得から始まり、適格消費者団体の認定を受け、今度は認定NPO法人と、いくつになっても勉強の毎日です。

次号は、検討委員会委員長としてご活躍中の鈴木裕美弁護士です。

【発行元】適格消費者団体 NPO 法人消費者市民ネットとうほく事務局

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-40 プライツシティ柏木 702

TEL 022-727-9123 FAX 022-739-7477

e メールアドレス shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp